

本市における指定管理者制度の検証について（概要版）

1. 目的

指定管理者制度は、平成 15 年に導入されて以降 10 年が経過しており、制度導入の効果、制度の課題及び運用の問題点などを検証、総括し、制度の一層の充実を図る

2. 検証体制

指定管理者制度連絡調整会議の構成所属のうち、多数施設又は大規模施設を所管する所属により「大阪市指定管理者制度検証チーム」（以下、「検証チーム」という。）を設置し、市横断的な体制により検証

《大阪市指定管理者制度検証チーム》

西淀川区役所・住吉区役所・経済戦略局・市民局・福祉局・建設局・契約管財局（事務局）

3. 検証概要

- 施設を運営している指定管理者と利用者のニーズや満足度を把握するため、それぞれアンケートを実施
- アンケート結果や意見を検証チームにおいて取りまとめるとともに、精査、分析を行い「指定管理者制度の導入及び運用にかかるガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）やその他運営上の問題点や課題を抽出
- 外部有識者から専門的な観点からの意見を踏まえ、問題点や課題に対する今後の方向性を検討

4. アンケート結果概要

▼指定管理者

アンケート対象施設	370 施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）
アンケート回答施設数	312 施設（回答率 84.3%）

- 指定管理者へのアンケート結果では、現行制度やガイドラインについて概ね適切であるとの評価
- 一部の指定管理者から指定期間や選定項目などについての意見
- 外部有識者からも課題に対する市の対応を示すことが必要であるとの意見

▼利用者

アンケート対象施設	370 施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）
アンケート回答数	16,481 件

- 利用者からは、指定管理者の管理、運営に高い満足度が示されている
- 施設の管理面や運営面についての様々な要望、意見及び提案は、今後の利

用者サービス向上に資するため指定管理者と情報共有化

5. 検証によって抽出された問題点、課題への対応

- ① 指定管理者の選定通知の時期が遅い
 - ・ガイドラインに規定している指定時期に留意し、事業者選定に伴う事務の進捗管理を実施
- ② 指定管理の期間が短い
 - ・ガイドラインの遵守の通知、担当者会議を通じた周知徹底、原則5年間以外の指定期間とする際には、関係局間の協議、調整を徹底
- ③ 施設や設備の適切な更新・修繕に実施
 - ・ガイドラインに規定しているリスク分担の明確化するとともに、日常点検の適正実施及び、市内部の施設更新・修繕の取組みなどを活用し、修繕計画に基づく予算措置などにより対応
- ④ 「市費の縮減」の配点割合が高い
 - ・他の選定項目も同じ配点割合としており、提案内容等の評価点が価格点を上回り選定されている事例もあるため、今後の選定結果等の配点割合を注視
- ⑤ 点検・評価について次回選定時のインセンティブの付与
 - ・指定管理者の固定化が危惧され、公平性、公正性を重視する観点から不採用
 - ・優れた管理状況は次回選定時の評価に反映されるものであるが、施設特性により継続的に同一の指定管理者とすることも引き続き検討
- ⑥ 市場調査の必要性
 - ・ガイドラインでは、応募状況により調査することをガイドラインに規定
 - ・市場競争原理を働かせるため、プレスへの情報提供や事業者団体へのPRなどの取組みを引き続き継続
 - ・業務範囲や公募条件等について関係局間で協議、調整など図り、事業者などへのヒアリングを積極的に実施

6. 検証のまとめ

- ・ 今回の検証では、ガイドラインを改定する必要がある事項は見当たらなかったが、今後、施設所管担当の制度に対する理解を深めるため、新たに施設運営に関する様々な専門家を講師に研修の実施を検討
- ・ ガイドラインの遵守が重要であり、引き続いて施設の管理運営状況の点検及び評価にかかるマネジメントサイクルを適切に管理することにより、施設の一層の有効利用や市民サービス向上を図るとともに、これらの取組みを通じて、施設の設置目的の達成や施策の推進等を図る